

入会金及び会費に関する内規

制定 H28 年 6 月 19 日

1. 入会金及び会費を次の通りとする。

- | | |
|---------|--------------------------|
| ①正会員 | 入会金 なし、 年会費 8,000 円 |
| ②学生会員 | 入会金 なし、 年会費 3,000 円 |
| ③法人賛助会員 | 入会金 なし、 年会費 1 口 50,000 円 |
| ④名誉会員 | 入会金 なし、 年会費 なし |

2. 正会員のうち、20年以上の間本会の正会員であり、かつ満65歳以上に達した者が所定の申込書を提出した場合、理事長は、シニア会員として会費を5,000円に減額することができる。ただし、申込年度の前年度までの会費を完納しているものに限る。

3. 本内規の改廃は、理事会において理事の過半数の賛成を得て行い、総会において報告・承認を得ることとする。

4. 本内規は平成28年6月19日から施行し、平成29年度会費から適用する。

休会に関する申し合わせ

制定 H29年5月28日

1. 海外留学、海外勤務、あるいは病気療養や出産・育児などのため、一時的に学会活動ができない場合、休会届を学会事務局に提出して休会することができる。
2. 休会期間中の会費は免除する。
3. 休会期間は学会の会計年度に合わせ、年度単位（5月1日～翌年4月30日）とし、申請した次年度から最長で3年度まで適用する。
4. 休会の条件
 - 1) 正会員あるいは学生会員であること
 - 2) 申請する年度までの会費が完納されていること
5. 本申し合わせは平成29年度から施行する。